

国立大学法人熊本大学業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学（以下「熊本大学」という。）の業務方法について、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 熊本大学の業務は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるため、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材の育成を図り、かつ、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進することにより、地域と国際社会に貢献する大学としての使命が達成できるよう執行するものとする。

第2章 業務の委託

(業務の委託)

第3条 熊本大学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を熊本大学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 熊本大学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第3章 契約の方法

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 熊本大学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

(政府調達に関する協定の適用)

第6条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続によるものとする。

第4章 その他

(施設等の貸付)

第7条 熊本大学は、熊本大学の施設及び設備の一部を熊本大学以外の者に対し、貸付をすることができるものとする。

2 熊本大学は、前項により貸付を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

(寄附金等の受入)

第8条 熊本大学は、第1条の目的に資するため、寄附金等を受け入れることができる。

2 寄附金等の受け入れについて必要な事項は、別に定めるものとする。

第5章 雑則

(その他の業務の方法)

第9条 熊本大学は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。